

国立研究開発法人国立環境研究所

子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)における生化学検査等の業務に係る契約について(国立研究開発法人国立環境研究所理事長宛て)

支	契約変更等を行って実際の業務の実績を適切に反映した支払を行うこととしていれば節減できたと認められる支払額(試算額)(1)	2 4 4 9 万円
支	生化学検査等の検査項目ごとの単価を設定していれば節減できたと認められる支払額(試算額)(2)	1 4 8 3 万円
支	契約変更を行わずに請負者に対して仕様書に記載されていない業務を行わせていた業務費相当額(3)	3 9 3 万円
支	(1)から(3)までの計	4 3 2 5 万円

1 子どもの健康と環境に関する全国調査の概要

国立研究開発法人国立環境研究所は、化学物質のばく露や生活環境が、胎児期から小児期にわたる子どもの健康にどのような影響を与えているかを明らかにして、化学物質等の適切なリスク管理体制の構築につなげることを目的として、子どもの健康と環境に関する全国調査(以下「エコチル調査」)を実施している。

これらの調査においては、母親の血液、尿、母乳、分娩時のさい帯血、子供の血液、尿等の試料(これらを「生体試料」)を採取し、採取した生体試料中の化学物質の濃度等を測定することなど(以下「生化学検査等」)により、化学物質へのばく露評価やアレルギー等の指標物質の測定等を行うことなどとなっている。

研究所は、エコチル調査に係る生化学検査等の業務を、総額をもって契約金額とする契約(以下「総価契約」)又は単価を契約の主目的とし、期間を画してその供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の対価を支払うことを内容とする契約(以下「単価契約」)により民間事業者に請け負わせて実施している。そして、その契約書においては、必要がある場合には、研究所は、業務の内容を変更することができ、この場合において、契約金額等を変更するときは、契約の相手方と協議して書面によりこれを定めることとなっている。

2 本院の検査結果

研究所が令和元年度から3年度までの間に5会社との間で締結し、4年3月までに業務が完了しているエコチル調査に係る生化学検査等の業務の請負契約計12契約(支払額計33億6651万円。うち総価契約計10契約、単価契約計2契約)を対象として検査した。

(1) 業務の実績を適切に反映した支払が行われていない事態

総価契約計10契約(契約金額計29億4437万円。以下「10契約」)は、被験者(母親及び子供)から採取された血液試料及び尿試料の生化学検査等を実施するものであり、10契約の仕様書には、研究所が見込みで算定した生化学検査等の予定数量が記載されているが、被験者の調査への参加は任意となっていることから、その参加状況等によっては、仕様書に記載された予定数量と実績数量との間に差異が生ずることが想定され、仕様書においても「見込み」と記載されるなどしている。

そこで、10契約について、検査の種類ごとに、仕様書に記載されている予定数量に対する実績数量の割合をみたところ、2契約においては、実施率が100.7%及び123.8%となっていたものの、8契約においては、38.9%から99.9%となっていて、実績数量が予定数量を下回っていた。

しかし、監督職員は、業務の実施状況は確認していたものの、その状況について契約責任者に報告していなかったため、契約責任者は、契約変更等を行っていなかった。

そこで、本院において、10契約のうち、仕様書に記載されている生化学検査等の予定数量と実績数量との間の差異が大きなどして支払額への影響が大きいと見込まれる計3契約について、請負者に対して業務の実績に応じて仕様書に定める業務内容を変更した場合の業務費の見積額等

の提出を求めるなどして、実績数量に応じた業務費に基づき契約金額を試算した。その結果、2契約については計2504万円の減額が生じており、残りの1契約について55万円の増額が生ずることを考慮しても、3契約の契約金額は計3億4169万円となり、3契約の実際の契約金額計3億6619万円を2449万円下回ることとなった。よって、契約変更等を行って実際の業務の実績を適切に反映した支払を行うこととしていけば、3契約の合計で支払額を同額分節減できたと認められる。

また、単価契約計2契約(支払額計4億2214万円)中、平成31年4月に締結した「子どもの健康と環境に関する全国調査」詳細調査に係る生体試料回収、輸送、分注及び生化学検査等業務(支払額2億8339万円)は、被験者(6歳児)約4,800人分の生体試料(血液試料及び尿試料)を回収し、遠心分離及び分注した上で生化学検査等を行うとともに、その都度、分注済みの生体試料を将来の更なる化学分析に備えて研究所の保管施設に輸送するものである。そして、本件契約において、回収した生体試料の分量が全検査項目について生化学検査等を行うための必要量に満たない場合は、仕様書に記載された優先順位で生化学検査等を行うこととされている。

しかし、業務の実施状況について確認したところ、業務が完了した3,671人分のうち322人については、生体試料のうち一方が回収できておらず、当該生体試料に係る生化学検査等は実施されていなかった。また、回収できた生体試料のうち、血液試料計90人分及び尿試料計4人分については、回収した分量が仕様書に記載された全検査項目の検査を行うための必要量に満たなかったため、検査項目の全部又は一部の検査が実施されていなかった。そして、研究所は、生化学検査等の単価について、被験者1人に対して全検査項目の検査を行った場合の金額(被験者1人当たり54,500円(令和元年8月以降は57,000円))のみを設定していて、生化学検査等の個々の検査項目ごとの単価を設定していなかったため、各被験者について1項目でも生化学検査等が行われていれば、全検査項目の検査を行った場合の被験者1人分の業務費を支払っていた。

そこで、本院において、請負者に対して検査項目等ごとの単価の提出を求めて、生化学検査等の実績に応じた業務費に基づき支払額を試算したところ計2億6856万円となり、実際の支払額2億8339万円を1483万円下回ることとなった。よって、生化学検査等の個々の検査項目ごとの単価を設定していれば、支払額を同額分節減できたと認められる。

(2) 契約変更を行わずに請負者に対して仕様書に記載されていない業務を行わせていた事態

総価契約のうち「令和2年度エコチル調査パイロット調査における生体試料中元素分析業務」等計2契約(契約金額計9955万円)について、要求部局の担当職員である監督職員は、元素分析の実績数量が仕様書に記載された予定数量に満たなかったことから、不足分に相当する費用の範囲内で実施できる補完的な業務として、仕様書に記載されていない業務である被験者の自宅から採取した水道水計82検体に係る元素分析等の業務(業務費相当額計393万円)を、口頭又は電子メールで請負者に指示して行わせていた。

しかし、本来、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合、契約変更が必要であるにもかかわらず、監督職員は、契約責任者に報告しておらず、このため、契約責任者は、契約変更を行っていなかった。そして、研究所は、上記の業務費相当額計393万円を含む契約金額計9955万円を支払っていた。このように、契約変更を行わずに仕様書に記載されていない業務を行わせ、業務費を支払っている事態は、会計規程等に反していて適正とは認められない。

3 本院が求める是正改善の処置

研究所において、生化学検査等の業務に係る契約について、その支払が業務に即した経済的なものになり、また、適正に契約手続が行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 契約変更等を行う場合の基準や業務費の単価の設定方法等、実際の業務の実績を適切に反映した経済的な支払が可能となる具体的な方策を定めて、これらに関係部局に周知徹底すること

イ 監督職員に任命されることが想定される要求部局の職員に対して、仕様書に記載されていない業務を新たに請負者に行わせる場合には契約変更を行う必要があることについて指導、研修等を行うこと